

## 堺市上下水道事業懇話会開催要綱

平成30年4月2日制定

## 1 目 的

堺市上下水道局（以下「局」という。）が実施する水道事業及び下水道事業（以下これらを「事業」という。）の経営について、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市上下水道事業懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## 2 意見を聴取する事項

- (1) 局の経営に関する事項
- (2) 事業の進捗状況に関する事項
- (3) 事業の健全な運営に関する事項

## 3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が依頼する5人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 財務及び会計に関する識見を有する学識経験者
- (2) 水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (3) 下水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (4) 事業の運営に関する識見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

## 4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

## 5 分野別会議の開催

懇話会の効率的な運営を図るため、分野ごとに構成員を招集して意見を聴取するための会議（以下「分野別会議」という。）を開催することができる。この場合において、分野別会議の進行は、出席構成員の互選により定められた進行役が行う。

## 6 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 7 開催期間等

平成30年4月2日から平成31年3月31日までの間のうち、5回程度開催する。

## 8 庶 務

懇話会の庶務は、経営企画室において行う。